

機器、装置又は設備	基準	エネルギー環境適合製品告示項番号(参考)																																					
太陽光発電設備	<p>太陽光エネルギーを電気に変換する設備のうち、太陽電池モジュールの変換効率が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準変換効率以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="520 394 1098 516"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準変換効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン結晶系太陽電池</td> <td>13.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系太陽電池</td> <td>7.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>化合物系太陽電池</td> <td>8.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)太陽電池モジュールの変換効率は、太陽電池モジュールのセル変換効率を指すものとし、シリコン結晶系太陽電池及びシリコン薄膜系太陽電池にあつては、日本工業規格C8960に定める真性変換効率をいい、太陽電池の接続等の非発電領域面積を除く有効発電面積を基に算出された効率をいう。化合物系太陽電池にあつてもこれに準ずるものとする。</p>	区分	基準変換効率	シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント	シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント	化合物系太陽電池	8.0パーセント	1項一号																													
区分	基準変換効率																																						
シリコン結晶系太陽電池	13.5パーセント																																						
シリコン薄膜系太陽電池	7.0パーセント																																						
化合物系太陽電池	8.0パーセント																																						
風力発電装置	風力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる装置をいう。	1項二号																																					
水力発電設備	水力を回転力に変換し、発電機を駆動して電気を発生させる設備のうち、出力が1,000キロワット以下のものに限る。	1項四号																																					
太陽熱利用装置	<p>熱交換により太陽熱を利用するための装置のうち、強制循環型であつて、集熱器及び蓄熱槽が日本工業規格A4112及び日本工業規格A4113で規定される性能と同等以上の性能を有するものに限る。</p> <p>(備考)</p> <p>1 家庭用太陽熱利用装置のうち、補助熱源と一体型のものについては太陽熱利用装置部分に限る。</p> <p>2 日本工業規格で規定される性能と同等以上の性能とは、日本工業規格A 4112における集熱性能、日本工業規格A 4113で定められた保温性能が日本工業規格の認証方法に準じる方法(日本工業規格 認証機関等による性能評価、日本工業規格 認証機関等による立ち会い試験等)で確認され、その他の項目についても各社の自社試験等で確認されているもの。</p>	1項六号																																					
地中熱利用設備	地中熱を熱交換器により利用するための設備をいう。	1項八号																																					
高効率蒸気ボイラ	<p>蒸気ボイラのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 発生する燃焼廃熱により燃焼用空気又は供給される水を予熱するための熱交換を行う機構を有するもの</p> <p>ロ 供給する蒸気の圧力の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するもののうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が92パーセント以上のもの</p>	2項一号																																					
高効率温水ボイラ	供給する温水の温度の変動に対応して燃焼用空気及び燃料の流量比率を自動的に調整する機構を有するボイラのうち、低位発熱量基準で測定したボイラ効率が90パーセント以上のものに限る。	2項二号																																					
熱電併給型動力発生装置	<p>エンジン(希薄燃焼方式、酸素センサ付三元触媒方式又は選択還元脱硝方式のものに限る。)又はタービン(予混合希薄燃焼方式、中高温選択還元脱硝方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。)により発電するとともに、熱交換を行う機構を有する装置のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 出力が10キロワット以上のものにあつては、低位発熱量基準で測定した総合効率が65パーセント以上のもの</p> <p>ロ 出力が10キロワット未満のものにあつては、熱の供給を主目的とするもののうち、低位発熱量基準で測定した総合効率が80パーセント以上のもの</p>	2項三号																																					
高効率電動機	<p>低圧三相かご形誘導電動機のうち、日本工業規格C4212に定める試験方法により測定した効率値が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準効率値以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="735 2050 1231 2501"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th rowspan="2">基準 効率値</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>定格出力 (キロワット)</th> <th>極数 (極)</th> <th>周波数 (ヘルツ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">全閉形 電動機</td> <td rowspan="4">0.2</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>71.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>74.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">0.4</td> <td rowspan="2">2</td> <td>50</td> <td>76.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>77.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>50</td> <td>76.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>78.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td>50</td> <td>78.0</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>76.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分				基準 効率値	種別	定格出力 (キロワット)	極数 (極)	周波数 (ヘルツ)	全閉形 電動機	0.2	2	50	70.0	60	71.0	4	50	72.0	60	74.0	0.4	2	50	76.0	60	77.0	4	50	76.0	60	78.0	6	50	78.0	60	76.0	2項四号
区分				基準 効率値																																			
種別	定格出力 (キロワット)	極数 (極)	周波数 (ヘルツ)																																				
全閉形 電動機	0.2	2	50	70.0																																			
			60	71.0																																			
		4	50	72.0																																			
			60	74.0																																			
	0.4	2	50	76.0																																			
			60	77.0																																			
4		50	76.0																																				
		60	78.0																																				
6	50	78.0																																					
	60	76.0																																					

0.75	2	50	77.5
		60	78.5
	4	50	80.5
		60	82.5
	6	50	78.5
		60	80.0
1.5	2	50	83.0
		60	84.0
	4	50	82.5
		60	84.0
	6	50	88.0
		60	84.5
2.2	2	50	84.5
		60	85.5
	4	50	85.5
		60	87.0
	6	50	84.5
		60	86.0
3.7	2	50	87.0
		60	87.5
	4	50	86.0
		60	87.5
	6	50	86.0
		60	87.0
5.5	2	50	88.0
		60	88.5
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.0
		60	89.0
7.5	2	50	88.5
		60	89.0
	4	50	88.5
		60	89.5
	6	50	88.5
		60	89.5
11	2	50	90.0
		60	90.2
	4	50	90.2
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.2
15	2	50	90.0
		60	90.2
	4	50	90.6
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.2
18.5	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	91.7
		60	92.4
	6	50	91.0
		60	91.7
22	2	50	91.0
		60	91.0
	4	50	91.7
		60	92.4
	6	50	91.0
		60	91.7
30	2	50	91.4
		60	91.7
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	91.7
		60	92.4
37	2	50	92.1
		60	92.4
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	91.7
		60	92.4
45	2	50	92.4
		60	92.7
	4	50	92.7
		60	93.0
	6	50	92.4
		60	93.0

	55	2	50	92.7
			60	93.0
		4	50	93.3
			60	93.6
		6	50	93.3
			60	93.6
	75	2	50	93.6
			60	93.6
		4	50	94.1
			60	94.5
		6	50	93.6
			60	94.1
	90	2	50	94.3
			60	94.5
		4	50	94.1
			60	94.5
		6	50	93.9
			60	94.1
	110	2	50	94.3
			60	94.5
		4	50	94.1
			60	94.5
		6	50	94.5
			60	95.0
132	2	50	94.8	
		60	95.0	
	4	50	94.5	
		60	95.0	
	6	50	94.5	
		60	95.0	
160	2	50	94.8	
		60	95.0	
	4	50	94.8	
		60	95.0	
	6	50	94.5	
		60	95.0	
保護形 電動機	0.75	2	50	77.5
			60	78.5
		4	50	80.0
			60	82.0
		6	50	78.0
			60	80.0
	1.5	2	50	83.0
			60	84.0
		4	50	82.0
			60	84.0
		6	50	82.0
			60	84.0
	2.2	2	50	83.0
			60	84.0
		4	50	85.0
			60	86.5
		6	50	84.0
			60	85.5
	3.7	2	50	85.0
			60	85.5
		4	50	87.5
			60	86.0
		6	50	85.5
			60	87.0
5.5	2	50	87.0	
		60	87.5	
	4	50	87.5	
		60	88.5	
	6	50	87.0	
		60	88.5	
7.5	2	50	88.0	
		60	88.5	
	4	50	88.5	
		60	89.5	
	6	50	88.0	
		60	89.0	
11	2	50	89.0	
		60	89.5	
	4	50	90.0	
		60	90.6	
	6	50	89.0	
		60	90.0	

高効率電動機(つづき)

15	2	50	89.5
		60	90.2
	4	50	90.2
		60	91.0
	6	50	89.5
		60	90.6
18.5	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	90.6
		60	91.4
	6	50	90.6
		60	91.4
22	2	50	90.6
		60	91.0
	4	50	91.4
		60	92.1
	6	50	91.0
		60	91.7
30	2	50	91.0
		60	91.4
	4	50	91.7
		60	92.1
	6	50	91.4
		60	92.1
37	2	50	91.4
		60	91.7
	4	50	92.1
		60	92.4
	6	50	91.7
		60	92.4
45	2	50	91.7
		60	92.1
	4	50	92.1
		60	92.7
	6	50	92.1
		60	92.7
55	2	50	92.1
		60	92.4
	4	50	92.4
		60	93.0
	6	50	92.4
		60	93.0
75	2	50	92.4
		60	92.7
	4	50	92.7
		60	93.3
	6	50	92.4
		60	93.0
90	2	50	92.7
		60	93.0
	4	50	93.0
		60	93.6
	6	50	92.7
		60	93.3
110	2	50	93.0
		60	93.3
	4	50	93.3
		60	93.6
	6	50	93.0
		60	93.6
132	2	50	93.3
		60	93.6
	4	50	93.3
		60	93.9
	6	50	93.3
		60	93.9
160	2	50	93.9
		60	94.1
	4	50	93.6
		60	94.5
	6	50	93.6
		60	94.1

(備考)「定格出力」とは、軸において連続して使用可能な機械的出力をいう。

高効率変圧器	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第18号に掲げる変圧器のうち、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を、変圧器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成14年経済産業省告示第438号)の3に定める測定方法に基づき測定したエネルギー消費効率で除して得た数値が、油入変圧器にあっては100分の144以上のもの、モールド変圧器にあっては100分の148以上のものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="600 319 1278 1185"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th rowspan="2">基準 エネルギー 消費効率</th> </tr> <tr> <th>変圧器 の種類</th> <th>相数</th> <th>定格 周波数</th> <th>定格 容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">油入 変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td></td> <td><math>E = 15.3S^{0.696}</math></td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td></td> <td><math>E = 14.4S^{0.698}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td><math>E = 23.8S^{0.653}</math></td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td><math>E = 9.84S^{0.842}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td><math>E = 22.6S^{0.651}</math></td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td><math>E = 18.6S^{0.745}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">モー ルド 変圧器</td> <td rowspan="2">単相</td> <td>50ヘルツ</td> <td><math>E = 22.9S^{0.647}</math></td> </tr> <tr> <td>60ヘルツ</td> <td><math>E = 23.4S^{0.643}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三相</td> <td rowspan="2">50ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td><math>E = 33.6S^{0.626}</math></td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td><math>E = 24.0S^{0.727}</math></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60ヘルツ</td> <td>500キロボルト アンペア以下</td> <td><math>E = 32.0S^{0.641}</math></td> </tr> <tr> <td>500キロボルト アンペア超</td> <td><math>E = 26.1S^{0.716}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)  1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。  2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。  3 E及びSは、次の数値を表すものとする。  E: 基準エネルギー消費効率  S: 定格容量(単位 キロボルトアンペア)</p>	区分				基準 エネルギー 消費効率	変圧器 の種類	相数	定格 周波数	定格 容量	油入 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$	60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 23.8S^{0.653}$	500キロボルト アンペア超	$E = 9.84S^{0.842}$	60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 22.6S^{0.651}$	500キロボルト アンペア超	$E = 18.6S^{0.745}$	モー ルド 変圧器	単相	50ヘルツ	$E = 22.9S^{0.647}$	60ヘルツ	$E = 23.4S^{0.643}$	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 33.6S^{0.626}$	500キロボルト アンペア超	$E = 24.0S^{0.727}$	60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 32.0S^{0.641}$	500キロボルト アンペア超	$E = 26.1S^{0.716}$	2項五号
区分				基準 エネルギー 消費効率																																											
変圧器 の種類	相数	定格 周波数	定格 容量																																												
油入 変圧器	単相	50ヘルツ		$E = 15.3S^{0.696}$																																											
		60ヘルツ		$E = 14.4S^{0.698}$																																											
	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 23.8S^{0.653}$																																											
			500キロボルト アンペア超	$E = 9.84S^{0.842}$																																											
		60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 22.6S^{0.651}$																																											
			500キロボルト アンペア超	$E = 18.6S^{0.745}$																																											
モー ルド 変圧器	単相	50ヘルツ	$E = 22.9S^{0.647}$																																												
		60ヘルツ	$E = 23.4S^{0.643}$																																												
	三相	50ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 33.6S^{0.626}$																																											
			500キロボルト アンペア超	$E = 24.0S^{0.727}$																																											
		60ヘルツ	500キロボルト アンペア以下	$E = 32.0S^{0.641}$																																											
			500キロボルト アンペア超	$E = 26.1S^{0.716}$																																											
高効率切削加工機	被加工材を回転させて加工を行う機構又は被加工材を固定させて加工を行う機構を有する切削加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のものに限る。	2項六号																																													
高効率研削盤	外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削を行う機構を有する研削盤のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のものに限る。	2項七号																																													
高効率特殊加工機	レーザ又は被加工物及び電極の放電現象を用いて加工を行う機構を有する特殊加工機のうち、油圧ユニットを有しないもの又は油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のものに限る。	2項八号																																													
高効率液圧プレス	ラムを駆動させる油圧ポンプ用モータを有する液圧プレスのうち、サーボモータ又はインバータ方式により油圧制御を行うものに限る。	2項九号																																													
サーボ駆動式機械プレス	サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させる機械プレスをいう。	2項十号																																													
高効率鍛造機	鍛造機のうち、次のイ又はロのいずれか一に該当するものに限る。 イ サーボモータと直結する駆動軸によりラムを駆動させるもの ロ サーボモータ又はインバータ方式による油圧制御によりラムを駆動させるもの	2項十一号																																													
低燃費型建設機械	土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイ及びロのいずれの要件にも該当するものに限る。 イ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるもの ロ 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能を備えたショベル・ローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの	2項十二号																																													
高効率業務用厨房機器	業務の用に供する厨房機器のうち、次のイからハまでのいずれか一に該当するものに限る。 イ 内炎式バーナ又は火炎角度を内向きにした低放射バーナを搭載したもの ロ 低放射型ガス厨房機器(燃焼式の厨房機器のうち、空気断熱構造を有するものに限る。) ハ 電磁誘導加熱方式によるもの	2項十三号																																													
高効率燃焼式工業炉	燃焼式工業炉のうち、廃熱回収装置(リジェネバーナ、熱交換器又は廃熱ボイラをいう。)を有するものに限る。	2項十四号																																													
高効率電気式工業炉	電気式工業炉のうち、ソリッドステート型変換装置を有するものに限る。	2項十五号																																													

断熱強化型工業炉	工業炉のうち、新たに炉床から建設するもので、炉底部を除く炉内部壁の面積の80パーセント以上の部分が断熱物質(かさ密度の加重平均値が0.60以下のものに限る。)によって構成されているものに限る。	2項十六号
原材料予熱型工業炉	工業炉のうち、炉の加熱帯から排出される炉内ガスによって被加熱物を予熱するものに限る。	2項十七号
高性能工業炉廃熱回収式 燃焼装置	燃焼装置のうち、発生する廃ガスを回収し、蓄熱式交換装置により燃焼用空気を予熱するものに限る。	2項十八号
高効率生型造型機	生砂を用いて鋳型を造型する機械のうち、生砂の投入量を自動的に調整する機能を有するものに限る。	2項十九号
高効率砂処理機械	砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。	2項二十号
高効率中子除去装置	中子除去装置のうち、高速振動機及びノッカー機構を有するものに限る。	2項二十一号
省エネルギー型ダイカスト マシン	ダイカストマシンのうち、次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ サーボモータ又はインバータ方式により油圧ポンプ用電動機の制御を行うもの ロ 電動化機構により型締、押出又は射出を行うもの	2項二十二号
高効率溶解設備	次のイ又はロのいずれかに該当するものに限る。 イ 高効率熱交換器を有するキューボラ ロ 予熱機構を有する電気溶解設備	2項二十三号
高効率業務用エアコンディ ションナー	省エネ法施行令第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、エアコンディショナーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成21年経済産業省告示第213号)に定める業務用エアコンディショナーであって、同告示3(3)に定める測定方法により測定したエネルギー消費効率 $E$ が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。	2項三十八号

区分			基準 エネルギー 消費効率
形態及び 機能	室内機 の種類	冷房能力	
複数組合せ 形のもの及 び下記以外 のもの	四方向カセット 形	3.6キロワット未満	$E=6.0$
		3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット 形以外	3.6キロワット未満	$E=5.1$
		3.6キロワット以上10.0キ ロワット未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプ のもので室 内機の運転 を個別制御 するもの	10.0キロワット未満	$E=5.7$	
	10.0キロワット以上20.0 キロワット未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	
	20.0キロワット以上40.0 キロワット未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	
	40.0キロワット以上50.4 キロワット以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	
室内機が床 置きでダクト 接続形のも の及びこれに 類するもの	直吹き形	20.0キロワット未満	$E=4.9$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=4.9$
	ダクト形	20.0キロワット未満	$E=4.7$
		20.0キロワット以上28.0 キロワット以下	$E=4.7$

(備考)  
1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。  
2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。  
3  $E$ 及び $A$ は次の数値を表すものとする。  
 $E$ : 基準エネルギー消費効率 (単位 通年エネルギー消費効率)  
 $A$ : 冷房能力(単位キロワット)

氷蓄熱式空気調和機	電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の空気調和機であって、1の室外機につき、2以上の室内機（室内の温度を個別に設定できる機能を有するものに限る。）及び氷蓄熱槽を有するものうち、定格日量冷却効率又は定格日量加熱効率が3.3以上のものに限る	2項四十一号																																		
高効率業務用冷凍冷蔵庫	業務の用に供する冷蔵庫、冷凍庫又は冷凍冷蔵庫のうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うものに限る。	2項四十三号																																		
高効率ショーケース	ショーケースのうち、インバータ方式により電動圧縮機の制御を行うもの又は直管形40形高周波点灯専用形蛍光ランプ（日本工業規格C7617-2に規定する方法により測定した蛍光ランプ単体の全光束値に安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得た全光束をルーメンで表した数値を、日本工業規格C8105-3で規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値が86.9以上のものに限る。）、発光ダイオード照明装置若しくは光束を調整する機能を有する照明器具を有するものに限る。	2項四十四号																																		
高効率業務用ガス給湯器	業務の用に供するガス給湯器のうち、潜熱回収型のものに限る。	2項四十六号																																		
高効率照明器具	<p>省エネ法施行令第21条第3号に掲げる照明器具のうち、電球型蛍光ランプ以外のもので、エネルギー消費効率が次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないものに限る。</p> <table border="1" data-bbox="528 679 1636 1373"> <thead> <tr> <th colspan="4">区分</th> <th rowspan="2">基準エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>使用する用途</th> <th>蛍光ランプの形状</th> <th>蛍光ランプの大きさの区分</th> <th>区分名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設用</td> <td rowspan="2">直管形のもの又はコンパクト形のもの うち2本管形のもの</td> <td>蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの</td> <td>I</td> <td>100.8</td> </tr> <tr> <td>区分名がI以外のもの</td> <td>II</td> <td>100.5</td> </tr> <tr> <td>コンパクト形のもの のうち2本管形以外のもの</td> <td></td> <td>III</td> <td>61.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭用</td> <td rowspan="2">環形のもの又は直管形のもの</td> <td>使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）</td> <td>IV</td> <td>91.6</td> </tr> <tr> <td>区分名がIV以外のもの</td> <td>V</td> <td>78.1</td> </tr> <tr> <td>卓上スタンド用</td> <td>直管形のもの又はコンパクト形のもの</td> <td></td> <td>VI</td> <td>70.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考） 「蛍光ランプの大きさの区分」とは、直管形蛍光ランプのうち、高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては日本工業規格C 7617-2の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあつては日本工業規格C 7617-2の2. 3. 1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光ランプ又は環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては日本工業規格C7618-2の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光ランプ以外の環形蛍光ランプにあつては日本工業規格C 7618-2の2. 3. 1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光ランプにあつては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光ランプのうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。</p>	区分				基準エネルギー消費効率	使用する用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさの区分	区分名	施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもの うち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	I	100.8	区分名がI以外のもの	II	100.5	コンパクト形のもの のうち2本管形以外のもの		III	61.6	家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	IV	91.6	区分名がIV以外のもの	V	78.1	卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		VI	70.8	2項五十一号
区分				基準エネルギー消費効率																																
使用する用途	蛍光ランプの形状	蛍光ランプの大きさの区分	区分名																																	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもの うち2本管形のもの	蛍光ランプの大きさの区分が86以上の蛍光ランプを使用するもの	I	100.8																																
		区分名がI以外のもの	II	100.5																																
	コンパクト形のもの のうち2本管形以外のもの		III	61.6																																
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光ランプの大きさの区分の総和が70以上のもの（蛍光ランプの大きさの区分が20の直管形蛍光ランプを使用するものを除く。）	IV	91.6																																
		区分名がIV以外のもの	V	78.1																																
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のもの		VI	70.8																																
燃料電池設備	水素又は一酸化炭素及び酸素の化学反応により電気を発生させる設備のうち、定置用のものに限る。	3項一号																																		
発光ダイオード照明装置 （平成24年4月から適用される基準となります。平成24年3月までの基準については下記をご覧ください。）	<p>発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからロまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ LED照明器具のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>①エネルギー消費効率がLED照明器具の固有エネルギー消費効率で別表1に掲げる基準を満たすこと</p> <p>②演色性は平均演色評価数Ra70以上であること</p> <p>③LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること</p> <p>ロ 電球形のLEDランプのうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>①エネルギー消費効率が別表2に示された区分ごとのランプ効率の基準を満たすこと</p> <p>ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で45lm/W以上であること</p> <p>別表1 LED照明器具に係る固有エネルギー消費効率の基準</p> <table border="1" data-bbox="542 2244 1132 2464"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="2">70 lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> <td rowspan="3">60 lm/W以上</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>（別表1の補足） 1 「光源色」は、JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。</p>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	70 lm/W以上	昼白色	白色	60 lm/W以上	温白色	電球色	3項四号																									
光源色	固有エネルギー消費効率																																			
昼光色	70 lm/W以上																																			
昼白色																																				
白色	60 lm/W以上																																			
温白色																																				
電球色																																				

別表2 LEDランプに係るランプ効率の基準

全光束	光源色	ランプ効率
400 lm以上	昼光色	75 lm/W以上
	昼白色	
	白色	60 lm/W以上
	温白色	
	電球色	
400 lm未満	昼光色	65 lm/W以上
	昼白色	
	白色	55 lm/W以上
	温白色	
	電球色	

(別表2の補足)

- 1 「光源色」は、JIS Z 9112に規定する蛍光ランプの光源色の区分に準ずるものとする。
- 2 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LEDランプ」に含まれないものとする。
- 3 調光・調色対応ランプについては、別表2の全光束別・光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

(備考)

- 1 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有するLED ランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。
- 2 本項のLED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 3 「平均演色評価数Ra」は、JIS Z 8726に規定する光源の演色性評価方法に準ずるものとする。
- 4 本項のLED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。
- 5 LED照明器具の配光測定方法については、日本工業規格JIS C 8105-5:2011「照明器具第5部：配光測定方法」に準ずるものとする。
- 6 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色LED 使用の電球形形状のランプとする。なお、「電球形形状のランプ」とは、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとする。
- 7 本項のLED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。

(旧)発光ダイオード照明装置  
(平成24年3月までの基準です。)

発光ダイオードを光源とする照明装置のうち、次のイからロまでのいずれかに該当するものに限る。  
イ LED照明器具のうち、エネルギー消費効率がLED照明器具の固有エネルギー消費効率で40lm/W以上であり、かつ、LEDモジュール寿命が30,000時間以上のもの  
ロ 電球形形状のLEDランプのうち、エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であり、かつ、定格寿命が20,000時間以上のもの

(備考)

- 1 本項の「LED 照明器具」とは、照明用白色LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形及び卓上スタンドとして使用する器具とする。ただし、従来の蛍光ランプと構造的に互換性を有するLED ランプを装着するための照明器具については、当面の間、対象外とする。
- 2 本項のLED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)
- 3 本項のLED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。
- 4 LED照明器具の配光測定方法については、日本工業規格C8105-3:2006「照明器具第3部 性能要求事項通則」の附属書に準ずるものとする。
- 5 本項の「LED ランプ」とは、一般照明として使用する白色LED 使用の電球形形状のランプ及び一般照明以外の特殊用途照明として使用する電球形形状のランプとする。なお、「電球形形状のランプ」とは、白熱電球用のソケットにそのまま使用可能であって、フィラメント式ランプの代替となるものとする。
- 6 本項のLED ランプのエネルギー消費効率の判断の基準については、ビーム開きが90度未満の反射形タイプには適用しないものとする。
- 7 本項のLED ランプの「定格寿命」とは、光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間とする。

3項四号